

第2節 最終需要部門

列部門	9110-00	家計外消費支出（列）
(経済企画庁)		

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の9110-010～-030に説明されているので、参照すること。

〔注意点〕

本部門には、行部門「9110-010宿泊・日当」、「9110-020交際費」及び「9110-030福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列部門	9121-00	家計消費支出
(経済企画庁)		

- (1) 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。
- (2) 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。

産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「9412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を列部門「9212-00輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により、以下の利点がある。

- ① 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
 - ② 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。
- なお、「国内概念」への転換については、「9412-00（控除）輸入（直接購入）」、「9212-00輸出（直接購入）」を参照のこと。
- (3) 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

(4) 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

(5) 医療については、家計の負担分のみ計上する。

(6) 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

(7) 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

(8) 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料をう回して家計が購入するものとする。

〔変更点〕

医療については、平成2年表までは保険給付等を加算した合計を計上していたが、家計の負担分のみ計上し、他は「9130-20中央政府個別の消費支出」に計上する。

また、教科用図書については、「9130-20中央政府個別の消費支出」に計上する。

列部門	9122-00	対家計民間非営利団体消費支出
(経済企画庁)		

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。

したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

〔変更点〕

- ① 平成2年表において、「医療（非営利）★」は対家計民間非営利サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては産業扱いとなったため、本部門の対象には含まれない。

- ② 学校給食の公費負担分は、平成2年表では学校教育をう回して本部門に産出していたが、平成7年表では「学校給食（私立）★★」から直接産出する。

列部門	9130-10	中央政府集合的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（外交・防衛など社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

〔変更点〕

平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集合的消費支出」と「中央政府個別の消費支出」に分割。

〔注意点〕

集合的消費支出として計上するものは、「8111-01 公務（中央）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」である。

列部門	9130-20	中央政府個別の消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別のサービスの生産額（個別のサービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの（中央政府の個別的服务の自己消費額）に、家計への教科用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

〔変更点〕

- ① 平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集合的消費支出」と「中央政府個別の消費支出」に分割。
- ② 平成2年表において教科用図書の現物給付、医療の保険給付等は、家計消費支出に計上されていた。
- ③ 平成2年表において、「医療（国公立）★★」は政府サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては「医療（国公立）」として産業扱いになったので本部門の自己消費額の対象には含まれない。

〔注意点〕

- ① 個別の消費支出として計上するものは、準公務のうち「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」を除いたもの。
- ② 医療の保険給付には健康保険、共済組合などからの給付分を含む。

列部門	9130-30	地方政府集合的消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（議会・警察などの社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集合的サービスの生産額（集合的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集合的サービスの自己消費額に等しい。

〔変更点〕

平成2年表における「地方政府消費支出」を「地方政府集合的消費支出」と「地方政府個別の消費支出」に分割。

〔注意点〕

集合的消費支出として計上するものは、「8112-01 公務（地方）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」である。

列部門	9130-40	地方政府個別の消費支出
-----	---------	-------------

(経済企画庁)

地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別のサービスの生産額（個別のサービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的服务の自己消費額に等しい。

〔変更点〕

- ① 平成2年表における「地方政府消費支出」を「地方政府集合的消費支出」と「地方政府個別の消費支出」に分割。
- ② 学校給食の公費負担分は、平成2年表では学校教育を迂回して地方政府消費に産出していたが、平成7年表では、「1119-04 学校給食（国公立）★★」から直接産出する。
- ③ 平成2年表において、「医療（国公立）★★」は政府サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては

「医療（国公立）」として産業扱いになったので本部門の自己消費額の対象には含まれない。

〔注意点〕

個別の消費として計上するものは、準公務のうち「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」を除いたもの。

列部門	9141-00	国内総固定資本形成（公的）
-----	---------	---------------

（経済企画庁）

(1) 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

(2) 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のものとする。ただし、1品目では20万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

(3) 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

(4) 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜は在庫に計上する。

果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

(5) 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等をう回

して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等をう回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等をう回の資本形成とする。

(6) 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「8111-01 公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

〔注意点〕

本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「平成7年（1995年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」を参照。

列部門	9142-00	国内総固定資本形成（民間）
-----	---------	---------------

（経済企画庁）

国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成」の範囲は、列部門「9141-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。

資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、建物・構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

列部門	9150-10	生産者製品在庫純増
-----	---------	-----------

（経済企画庁）

財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

〔変更点〕

平成2年表まで本部門に含まれていた、と畜するために飼育された家畜（育成中）は、「9150-20 半製品・仕掛け品在庫純増」に含まれる。

列部門	9150-20	半製品・仕掛け品在庫純増
-----	---------	--------------

（経済企画庁）

財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しがされないもの（ただし、自己勘定によるものと、建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛け品の物理的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

〔注意点〕

と畜用の家畜や木材用の育林など、1回限り産出物を生産するもの（固定資本形成に該当しないもの）の成長増加分、及び固定資本形成に該当するものでも育成を業として行い、育成された財を出荷してしまう生産者（専門的生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列部門	9150-30	流通在庫純増
-----	---------	--------

（経済企画庁）

卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

〔注意点〕

本部門は、卸・小売に分類される事業所以外からは産出されないが、原油の国家備蓄（石油公団の行う備蓄）については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列部門	9150-40	原材料在庫純増
-----	---------	---------

（経済企画庁）

原材料等の物理的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナー、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

〔注意点〕

- ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び肩の純販売を引いたものをすべて中間消費として計上し、生産額を推計している。また、その産出先是、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業

料等）を差し引いた金額を、中央又は地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたるとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。

- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列部門	9150-50	所在不明在庫純増
-----	---------	----------

（経済企画庁）

企業の保有する在庫のうち、生産者製品在庫、半製品・仕掛け品在庫、流通在庫、原材料在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

列部門	9211-10	輸出（普通貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-10	（控除）輸入（普通貿易）
-----	---------	--------------

（総務庁）

「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、大蔵省が作成する普通貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出入額を計上するという観点から、再輸出品を控除するとともに、書画（肉筆のもの）、こつとう（製作後100年を超えたもの）、中古の船舶等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。

なお、①小額貨物（1件当たり輸出入とも20万円以下）②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の計上外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出・入（普通貿易）」の価格評価は、輸出額はF.O.B価格（船積価格）で、輸入額はC.I.F価格で評価する。

〔品目例示〕

産業連関表－貿易統計コード対応表参照。

〔注意点〕

列部門「9211-10 輸出（普通貿易）」はF.O.B価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、F.O.B価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列部門	9211-20	輸出（特殊貿易）
-----	---------	----------

列部門	9411-20	（控除）輸入（特殊貿易）
-----	---------	--------------

（総務庁）

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにはほぼ一致する。

① 「輸出・入（直接購入）」の推計範囲

（観光旅行、外交団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

② 建設サービス等

ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211-20 輸出（特殊貿易）」に計上する。

	国際収支表			産業連関表		
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
○輸出に係るもの 輸出者（居住者）の支払 輸入者（非居住者）の支払	○ ○		○ ○		○ ○	
○輸入に係るもの 輸出者（非居住者）の支払 輸入者（居住者）の支払		○		○ ○		
○三国間輸送 外国運輸（保険）業者の活動	○		○		○ ○	
○輸出に係るもの 輸出者（居住者）の支払 輸入者（非居住者）の支払		○ ○		○ ○		
○輸入に係るもの 輸出者（非居住者）の支払 輸入者（居住者）の支払						

〔品目例示〕

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

〔注意点〕

- ① 産業連関表における輸入品は、C I F 価格で評価するため、貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、「輸入（特殊貿易）」はあり得ない。
- ② 観光旅行による財・サービスの消費は、「輸出（直接購入）」及び「（控除）輸入（直接購入）」に含める。

列部門	9212-00	輸出（直接購入）
列部門	9412-00	（控除）輸入（直接購入）

（総務庁）

「居住者家計による海外及び非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

列部門「9121-00家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。

そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。

「輸出・入（直接購入）」は、この役割を果たす重要な部門である。

〔品目例示〕

(1) 観光旅行者の消費

(2) 親戚、知人訪問等旅行者の消費

(3) 外交団員等の個人消費

(4) 在日外国駐留軍の隊員等の個人消費（輸出のみ）

〔注意点〕

列部門「9121-00家計消費支出」を国内概念に転換する式
　家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）
　+ 輸出（直接購入） - 輸入（直接購入）

列部門	9213-00	調整項
-----	---------	-----

（総務庁）

輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。

列部門	9413-00	（控除） 関税
-----	---------	---------

（総務庁）

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。

なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。

再輸入の船舶については、普通貿易で輸出の取り消しとして扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。

映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

[注意点]

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易+関税+輸入品商品税）の額が計上される。

列部門	9414-00	(控除) 輸入品商品税
-----	---------	-------------

(総務庁)

輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ。）が課税される。

輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

第3節 粗付加価値部門

行部門	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(経済企画庁)

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供應、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

- ③ 福利厚生費……福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000～9313-000雇用者所得部門」、「9402-000資本減耗引当」及び「9403-000間接税（除関税・輸入品商品税）」に含まれている。

[注意点]

- ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613-01旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「6421-01住宅賃貸料」に含まれる。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9313-000その他給与及び手当」）に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00 家計